

平成20年度

教育委員会活動の点検・評価報告書

平成20年11月

鹿児島市教育委員会

目 次

I	はじめに	
1	制度の趣旨	1 P
2	点検・評価の対象	1 P
3	実施フロー	2 P
4	教育行政評価会議（学識経験者の知見の活用）	2 P
II	点検・評価結果（概要）	
1	「基礎学力の定着・向上の取組み」	
(1)	担当課による評価及び教育行政評価会議の意見	
ア	担当課による評価	3 P
イ	教育行政評価会議の意見	5 P
(2)	教育委員による評価	6 P
2	「不登校対策の取組み」	
(1)	担当課による評価及び教育行政評価会議の意見	
ア	担当課による評価	7 P
イ	教育行政評価会議の意見	9 P
(2)	教育委員による評価	10 P
III	参考資料	
1	教育委員会の活動状況	
(1)	委員選任状況	11 P
(2)	会議の開催状況	11 P
(3)	審議状況	11 P
(4)	学校訪問等	12 P
2	評価シート等	
(1)	「基礎学力の定着・向上の取組み」	
・	担当課による評価総括表【様式第1】	14 P
・	担当課による個別事業点検・評価シート【様式第2】	16 P
・	教育行政評価会議意見聴取報告シート【様式第3】	28 P
(2)	「不登校対策の取組み」	
・	担当課による評価総括表【様式第1】	30 P
・	担当課による個別事業点検・評価シート【様式第2】	32 P
・	教育行政評価会議意見聴取報告シート【様式第3】	41 P
3	実施要綱等	
・	教育委員会活動の自己点検・評価実施要綱	42 P
・	教育行政評価会議設置要領	43 P

I はじめに

1 制度の趣旨

鹿児島市教育委員会は、「豊かな心と個性を^{はぐく}む鹿児島市の教育と文化の創造」を基本理念とし、市民一人一人がより心豊かに暮らせるようになることを目指しています。

このため、「確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など『生きる力』をはぐくむ」、「生涯にわたり学び続け、学びを生かすことのできる社会をつくる」、「一人一人が生きがいを感じ、豊かな心と個性を育む社会をつくる」、「健康で活力あるスポーツ振興のまちを創造する」の4つの基本目標のもとに、生涯学習の理念に基づき、学校教育、家庭教育、社会教育などのあらゆる教育機能の充実・連携を図るとともに、市民の文化活動やスポーツ活動の機会の充実と質的向上に努めているところです。

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され（平成20年4月1日施行）、各教育委員会は、毎年、その教育行政事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することが規定されました。

そこで、教育委員会では、法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆様へ説明責任を果たすため、平成19年度の事務事業について「教育委員会活動の点検・評価」（以下、「点検・評価」という。）を実施し、報告書にまとめました。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

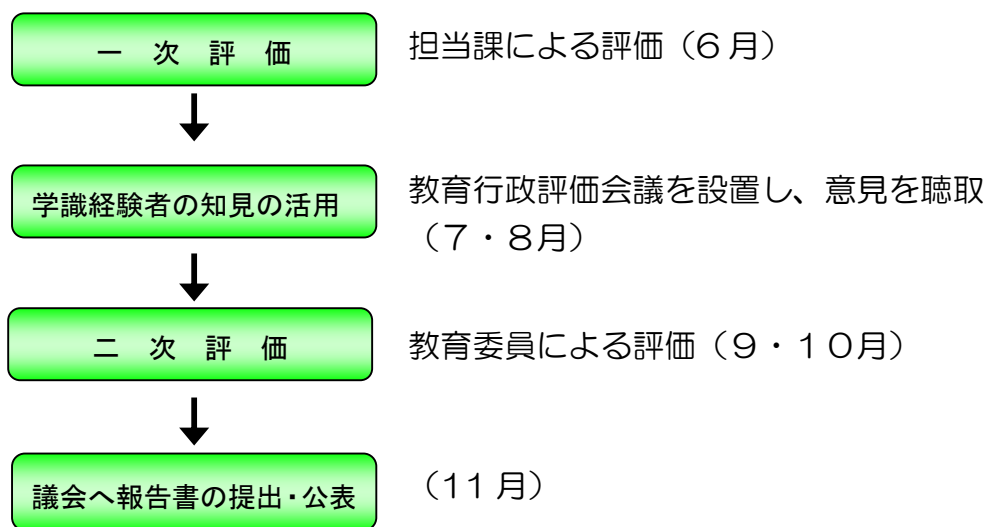
2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の対象

点検・評価の対象は、今年度が初めての実施であることを踏まえ、「市民が知りたい、分かりやすいテーマ」に絞り込むべきであると考え、重要課題であるとしてとらえている次の14項目の中から、今年度は「基礎学力の定着・向上の取組み」と「不登校対策の取組み」の2つを対象テーマとして選定しました。

①基礎学力の定着・向上の取組み	⑧教育環境整備の取組み
②いじめ対策の取組み	⑨教職員の資質、指導力向上の取組み
③不登校対策の取組み	⑩地域に開かれた学校づくりの取組み
④学校安全の取組み	⑪生涯学習充実の取組み
⑤児童生徒の体力向上の取組み	⑫スポーツ振興の取組み
⑥特別支援教育の取組み	⑬文化振興の取組み
⑦キャリア教育の取組み	⑭教育委員会活動活性化の取組み

3 実施フロー



4 教育行政評価会議（学識経験者の知見の活用）

点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する外部の方々の意見を聞く「教育行政評価会議」を設置し、委員から様々な意見、提言等をいただきました。

委員は次のとおりです。

氏 名	所 属 等
中留 武昭	鹿児島県立短期大学 学長
鎌田 豊作	鹿児島市小学校長会 会長（西田小学校長）
柿木 正敏	鹿児島市中学校長会 会長（谷山中学校長）
白澤 潤	鹿児島市PTA連合会 副会長（長田中PTA副会長）
坂尾 加代子	心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議 副会長

Ⅱ 点検・評価結果（概要）

1 「基礎学力の定着・向上の取組み」

(1) 担当課による評価及び教育行政評価会議の意見

ア 担当課による評価

(ア) 現状

小・中学校において、各種学力調査結果等を見ると、基本的な知識・技能面では、概ね定着している。しかし、知識・技能を活用するために必要な思考力・判断力・表現力などに課題がある。

(イ) 基本的な考え方

基礎学力の定着・向上を重点課題として位置づけ、諸調査による児童・生徒の実態などをもとに、課題を明確にして、指導目標を設定する。個に応じた指導の充実や、指導と評価の一体化を図り、分かる授業を推進するとともに、教職員の指導力向上を図る。そのために、各種の学力向上施策の企画・立案、実施と評価を行い、改善を図る。

(ロ) 成果を測定する指標

本市の児童生徒の基礎学力を客観的に見るためには、児童生徒一人ひとりの学習能力から期待される学力がついているかという状況（標準学力検査と知能検査結果から得られる新成就値の出現率）を全国と比較することで、本市の状況が判定できることから指標とした。

指標名（単位）	算式等	H19年度の状況		
		全国出現率(%)	本市出現率(%)	差
1 標準学力検査と知能検査結果から得られる新成就値の出現率 （小6年・中3年）（%） ＜参考＞ 新成就値＝（教科の学力偏差値の平均）－（知能から期待される学力偏差値） ・学習能力以上の学力定着：＋8以上 ・学習能力相応の学力定着：＋7～－7 ・学習能力以下の学力定着：－8以下	在籍児童生徒数における学習能力から期待されている以上の学力が発揮されている（オバ・・アバ・）割合	16.0	小 12.2	-3.8
			中 13.8	-2.2
	在籍児童生徒数における学習能力相応の学力が発揮されている（パラウド・アバ・）割合	68.0	小 79.9	11.9
			中 75.5	7.5
	在籍児童生徒数における学習能力から期待されている学力が発揮されていない（アバ・・アバ・）割合	16.0	小 7.9	-8.1
			中 10.7	-5.3

(I) 基礎学力の定着・向上の取組みに関する個別事務事業の評価

分類	No.	事務事業名	評価	
			達成度	方向性
基礎学力の実態	1	「基礎・基本」定着度調査	B	a
	2	公立高等学校入学者選抜学力検査	A	a
	3	全国学力・学習状況調査	A	a
指導法改善	4	指導法改善(少人数指導・習熟度別指導)	B	a
	5	小学校複式学級指導法研修	A	a
	6	学校の校内研修への指導主事等の派遣	B	a
	7	研究協力校の指定及び研究の支援・研究成果の普及	A	a
教職員の資質の向上	8	小中連携研修	A	b
	9	外国語指導助手(ALT)の招致	A	a
	10	学校教育研究大会	B	a
	11	教職員派遣研修(国内研修等派遣・教職員研究会等派遣)	A	a
	12	中学校学力向上推進事業	A	a

【評価】

達成度	内容
A	目標値に対して、実績値が同じか上回っている。
B	目標値に対して、実績値が若干下回っている。
C	目標値に対して、実績値が相当下回っている。

方向性	内容
a	現状の取組みの方向性は良く、このまま事業を継続する。
b	現状の取組みの方向性は良いが、事業手段の改善等を行う必要がある。
c	事業の統廃合を含めた見直しが必要である。

(オ) 全体的評価

対象テーマの各事業は概ね成果をあげているが、事業によっては方向性の見直しが必要である。

(カ) 担当課による総評

本市の児童生徒の実態として、標準学力検査と知能検査との相関関係から、学習能力から期待されている以上の学力が発揮されている児童生徒の割合は全国出現率に比べて少ないが、学習能力相応の学力が発揮されている児童生徒の割合は、多くなっている。また、学習能力から期待されている学力が発揮されていない児童生徒の割合が少ないことなどから、総合的にみて、本市の児童生徒は、学習能力相応の学力を発揮しており、本市の基礎学力の定着・向上の取組は、一定の成果をあげていると考える。

また、その他の調査結果においても、市全体の結果は、概ね全国及び県平均値を上回っており、基礎的・基本的な内容は定着している。

しかし、全国的な傾向と同様に、本市においても基礎的な知識や技能を活用する力において課題がみられることから、一層指導法の改善に取り組む必要がある。

個に応じた指導を充実するために、ほとんどの学校で少人数指導や習熟度別指導を工夫している。また、複式学級指導法研修や校内研修への指導主事等派遣、研究協力校の取組とその成果の普及など、教師の指導法改善に生かされている。

今後、各事業をさらに充実するとともに、小中連携研修会の内容や方法等について検討・改善を行い、全学校の児童生徒一人一人の基礎学力の定着・向上を図っていく必要がある。

イ 教育行政評価会議の意見

- (ア) 研究指定校に対しては、指定校以外の学校においては、どのような条件であれば、指定校と同じ様な成果をあげられるかという報告を義務付けると指定校以外の学校も感覚が違ってくると思う。工夫していただきたい。
- (イ) 研究公開などに参加して、学校に帰って報告しても、あの学校だからとか、指定校だからできるんだとなって、他校の研究が生かされず箱入りになってしまっている。何とか繋がるような方へ持って行っていただきたいという思いがある。
- (ウ) 少なくとも研究公開に行った本人が資料等を持って帰ってきて、自分の学校でどこが生かせるかということについて整理して、他の教職員と共に研修するとか、そこまで高めていけば研究協力校の研究も生きてくる。
- (エ) 以前は週に1回時間割の中に教科部会の時間があった。それが学校週5日制になって、教科部会を位置付けられなくなってしまった。そのために、通常の情報交換、意見交換ができなくなった。多くの学校では他の教員に還元できない状況である。昔は教科の担当者が一堂に集まった市教育研究会という会があったが、今はなくなっている。そのような集まりがあって、お互いの顔を知って、お互いの実績を語り合って、そして子どもたちに還元していきたい、力を付けさせていきたいと思う教師は多くなってきている。
- (オ) 研究協力校の指定については、事業の有効性は認めながら評価が低くなっている。せっかく研究公開に参加している先生が年々多くなっているので、もっと評価が高まるように生かしてほしいと思う。
- (カ) 今回は、基礎学力の成果を測定する指標に標準学力検査の結果から、知能と学力の関係をみているが、全国学力・学習状況調査は学力と生活面との関係を分析することができるので、今後、指標として取り上げてみたらどうか。

(2) 教育委員による評価

1	対象テーマ	基礎学力の定着・向上の取組み
教育行政評価会議の意見等を踏まえた提言等	1 基礎学力の実態（全国学力・学習状況調査等） 市の結果概要として、学力と生活面の状況や相関関係を冊子にまとめ、各学校に配布するとともに、市のホームページでも公開されている。今後、更に学校と保護者が一体となった取組ができるように指導・啓発に努めていただきたい。 昨年度に引き続き、平成20年度調査においても、「活用」に関する問題に課題が見られたので、基礎的な知識・技能を活用する力を育成する取組を更に推進していただきたい。 2 指導法改善 (1) 授業等の充実 諸学力調査から明らかになった児童生徒一人一人の課題解決に向けて、個別指導の時間を確保したり、少人数指導・習熟度別指導等を工夫したりするなど、指導法改善の具体的な取組について更に推進していただきたい。 また、学校支援地域本部事業等において、教職員のOBや大学生など地域の人材を活用した取組を充実していただきたい。 (2) 研究協力校の成果の普及 研究協力校では、いろいろな教育課題の解決にむけて、全校体制で計画的に実践・研究に取り組んでおり、成果を上げている。こうした成果が他の学校でも生かされるように校内研修を更に充実するなど、還元策を工夫する取組を推進していただきたい。 3 教職員の資質の向上 (1) 各種研修の活性化 各学校における授業改善に係る研修の活性化を図り、一人一人の教職員の指導力向上に向けた取組を更に推進していただきたい。 (2) 小中連携の取組 小中連携の目的は、学習指導や生徒指導等について小学校と中学校が連携を深めることにより、小学校から中学校への円滑な移行を図ることにあるが、そのねらいを達成する具体的な取組を更に充実していただきたい。	
総評		担当課総評にあるように、本市の実態として、学習能力相応の学力を身に付けており、概ね学習の成果が上がっていることが分かる。その他の調査結果においても、市全体の結果は、概ね全国及び県平均値を上回っており、基礎的・基本的な内容は定着していることなどから、これらの事業が一定の成果をあげており、現状の取組を更に進めていく方向性で良い。 ただし、学校においては、校長のリーダーシップのもとに、児童生徒一人一人の課題解決に向けて、少人数指導や習熟度別指導など、個に応じた指導を工夫するとともに、研究協力校の成果の普及などを充実し、教師の資質向上を図る必要がある。 また、学校と家庭が連携して、家庭での学習時間を確保し、家庭学習の充実を図るとともに、今後、各事業を更に充実し、児童生徒一人一人の基礎学力の定着・向上を図っていただきたい。

2 「不登校対策の取組み」

(1) 担当課による評価及び教育行政評価会議の意見

ア 担当課による評価

(ア) 現状

本市の不登校児童生徒数は、平成 14 年度の 742 人をピークに 15 年度以降減少していたが、18 年度増加した。19 年度は減少したものの、620 人の児童生徒が不登校となっている。

※ 欠席日数からみた不登校児童生徒数の現状(平成 19 年度)

欠席日数(日)	30～50	51～100	101～180	181～	計
小学校 (人)	6	52	48	9	115
中学校 (人)	47	149	222	87	505
計 (人)	53	201	270	96	620

在籍者に占める不登校児童生徒の割合が、19 年度小学校は県及び国より高く、中学校は県よりは高いが、国を 11 年度以降 8 年ぶりに下回った。

小学校 6 年生から中学校 1 年生にかけて、不登校児童生徒数が急増している。(全国的な傾向)

(イ) 基本的な考え方

18 年度増加した理由は、全国的にいじめが問題化したことの影響を受けたこと以外にも、コミュニケーション能力の不足や学業不振、家庭の教育力の低下などが考えられる。このような状況を受け 19 年度は、いじめ問題への対応や児童生徒の良好な人間関係づくり等に力点を置いて対応した結果、2 年連続の不登校児童生徒の増加には歯止めがかかった。しかしながら、依然として解決すべき喫緊の課題であると認識している。

(ロ) 成果を測定する指標

文部科学省が毎年実施する「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」により、全国・県・市の数値を正確に把握することが可能であり、不登校対策事業の成果等を総合的に判断できることから、「小中学校不登校児童生徒出現率」と「中 1 ギャップ(小 6 児童に対する中 1 生徒の不登校の急増)の状況」を指標とした。

指標名(単位)	算式等	H19年度の状況		
		全国	本市	差
1 小中学校不登校児童生徒出現率(%)	在籍児童生徒数に対する不登校児童生徒の割合(%)	小 0.34	小 0.35	0.01
		中 2.91	中 2.88	-0.03
2 中 1 ギャップ(小 6 児童に対する中 1 生徒の不登校の急増)の状況(倍率)	中 1 不登校生徒/小 6 不登校児童	2.92	2.55	-0.37

(I) 不登校対策の取組みに関する個別事務事業の評価

分類	No.	事務事業名	評価	
			達成度	方向性
啓発活動	1	「いじめ防止啓発強調月間」ポスター作品コンクール	B	a
	2	「いじめ防止啓発強調月間」標語作品コンクール	A	a
	3	不登校を考える週間	A	a
相談活動	4	教育相談室	B	a
	5	市スクールカウンセラー	B	b
	6	文科省スクールカウンセラー	B	b
不登校児童生徒への対応	7	適応指導教室	A	a
	8	学習支援員	A	a
上級教職員の資質の向上	9	生徒指導に関する校内研修への講師派遣	A	a

※ 評価欄の達成度及び方向性の内容については、1の「基礎学力定着・向上の取組み」に関する個別事務事業の評価と同様

(ア) 全体的評価

対象テーマの各事業は概ね成果をあげているが、事業によっては方向性が見直しが必要である。

(イ) 担当課による総評

不登校への対応として、多様な事業を実施し取り組んでいるが、主なものは教育相談の充実事業、生徒指導の充実事業等である。19年度末における不登校児童生徒数や全国と比較した不登校児童生徒の出現率等、一昨年に比べ若干ではあるが改善していること、また、小学校6年と比べた中学校1年の不登校生徒の増加の割合が全国に比べ下回っていることから、これらの事業が一定の成果を上げたものと捉えている。

しかしながら、19年度小学校での不登校児童数の減少が、中学校に比べ微減であったことなど、近年、不登校においても他の問題行動等に見られる低年齢化の傾向が懸念される。その対応の一つとして、19年度から市スクールカウンセラーを小学校に定期的に派遣しているが、20年度はさらに派遣校を増やし不登校が深刻化する前の初期相談にに応じている。派遣を受けていない小学校に対しては、学校の派遣要請には可能な限り対応していきたい。

また、コミュニケーション能力の不足に起因する不登校への対応として、各相談機関等における教育相談の充実を図るとともに、児童生徒の良好な人間関係を育成するための教職員の指導力の向上を内容とする生徒指導研修を開催している。

20年度においても、これまでの諸事業をさらに充実しながら実施するとともに、9月から導入するスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を図り、保護者をはじめ広く市民へ教育相談等の周知や、明るく楽しい学校づくりへの理解を得ながら、不登校児童生徒の解消を目指した取組を推進していく。

イ 教育行政評価会議の意見

- (ア) いじめ防止の標語やポスターの優秀作品を市議会だよりや市民のひろばみたいに、各家庭に紹介できたらと思う。地域の方も一般市民として標語などに応募するなど、広がっていかないものか、すごくもったいないと思う。
- (イ) ポスターづくりのために、一生懸命色を塗って、凶案を考えていくということが、いじめということを考えながら描くので、中学生への啓発を是非してほしい。
- (ウ) 適応指導教室については、子どもたちにこういう場所があったら、自分の学校に行けなくても、学校という枠の中には入って来られるのだと非常にうれしく思った。
- (エ) 適応指導教室は、もっと増やしてもらいたい。子どもたちが社会から孤立することを防ぐ役目がある。適応指導教室と学校の担任との連携をしっかりとっていただきたい。
- (オ) 学習支援員は、不登校対策として非常に良い事業だ。学校に復帰しようとしても、勉強がわからないとせっかく登校しても、今度は学力についていけなくて、また不登校に陥るといことがある。
- (カ) 新しくスクールソーシャルワーカーの事業が始まり、本当に丁寧な事業を持ってきていると思う。これ以上はないくらい丁寧にいただいていると思う。不登校の子どもの中には、家庭の事情に起因する場合があるので、是非こういう制度を活用したい。
- (キ) いじめ・不登校の問題は、乳幼児期に起因するケースがあるので、教育委員会としても例えば公民館講座で乳幼児を持つ家庭を支援する事業などを拡充することが必要ではないか。
- (ク) 不登校を学校の問題として捉えたとき、総合的な学習の時間をどう活用するかということも大切である。教科が縦系列とすると、教科の枠を越えた総合的な時間の活用は、不登校対策として有効である。

(2) 教育委員による評価

2	対象テーマ	不登校対策の取組み
教育行政評価会議の意見等を踏まえた提言等		<p>1 啓発活動</p> <p>(1) いじめ防止のポスター・標語 いじめ防止のポスターや標語の優秀作品を、公用車に貼るなどして、広く市民が目にするように活用していただきたい。</p> <p>(2) いじめ防止への一層の取組 不登校にはいじめが関わっているものもあるため、ポスターや標語に加え、子どもたちがいじめの芽に気づき、お互いが分かり合えるような取組みができれば良い。例えば、総合的な学習の時間を活用して、上級生が下級生に読み聞かせをするなど、お互いを思いやり、気持ちが穏やかになるような現場での取組を工夫していただきたい。</p> <p>(3) 親や地域を含めたアプローチ 不登校児童生徒は、親や地域の理解が得られないがゆえに、自分で解決しようとする自己完結型に陥りがちになる。もっと親や地域を巻き込んだ取組みができないものか検討していただきたい。</p> <p>2 相談活動</p> <p>(1) 不登校になる前の予防的な措置 不登校はいろいろな原因が複雑に絡まっているので、不登校に陥る前の対策を取ることが重要である。予防措置として、不登校のサインを見逃さないような取組みができないか検討していただきたい。</p> <p>(2) 乳幼児を持つ家庭への支援 不登校児童生徒には、乳幼児期におけるコミュニケーション不足などに起因するケースが多く見受けられるので、乳幼児を持つ家庭を支援する事業（地域公民館で実施している家庭教育講座など）をさらに拡充していただきたい。</p> <p>(3) スクールソーシャルワーカー 不登校児童生徒の中には、家庭の事情が原因となっているケースもあることから、今年度から新たに配置したスクールソーシャルワーカーの取組みに大きな期待を寄せている。学校や家庭への積極的な活用を働きかけるとともに、この事業の効果について検証していただきたい。</p> <p>3 不登校児童生徒への対応（適応指導教室・学習支援員） 不登校児童生徒への対応として、適応指導教室と学習支援員は効果的な事業である。さらに活用されるよう周知に努めていただきたい。</p> <p>4 教職員の資質の向上 一方では、教員の対応や言動で不登校に陥る児童生徒もいることから、教員の指導力の向上を図ることも重要なことである。教員の資質向上のための研修をさらに充実していただきたい。</p>
	総評	

Ⅲ 参考資料

1 教育委員会の活動状況

(1) 委員選任状況

職名	氏名	職業	在任期間	委員就任年月日	保護者
委員長	窪 蘭 修	医師	平 20. 7. 14 ～ 平 24. 7. 13	平 17. 4. 1 2 期目	
委員長職務代理者	岩 元 恭 一	会社役員	平 18. 6. 30 ～ 平 22. 6. 29	平 10. 6. 30 3 期目	
委員	高 島 まり子	大学教授	平 19. 7. 19 ～ 平 23. 7. 18	平 19. 7. 19 1 期目	
委員	津 曲 貞 利	会社役員	平 19. 7. 19 ～ 平 23. 7. 18	平 19. 7. 19 1 期目	○
教育長	石 踊 政 昭	教育長	平 17. 7. 1 ～ 平 21. 6. 30	平 17. 7. 1 1 期目	

※ 教育委員（教育長を含む。）の任期は4年間。

※ 保護者とは、未成年者に対し親権を行う者のことをいい、平成20年4月1日から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第4項の規定により、委員のうちに保護者である者が含まれることが義務付けられた。

(2) 会議の開催状況（平成19年度実績）

定例会	12回（毎月1回）
臨時会	3回

(3) 審議状況

ア 付議案件数

議案	84件
報告	66件
協議	2件

イ 会議に付された主な案件

- ① 教育施策に関する基本的な方針を定める件
- ② 教育委員会規則の制定又は改廃の件
- ③ 教育委員会事務局等の課長等の任免の件
- ④ 市議会に提出する条例改正や予算等の議案についての意見に関する件
- ⑤ 学校職員の懲戒処分の件
- ⑥ 市立高等学校学科別募集定員を定める件
- ⑦ 教科書採択の件
- ⑧ 審議会委員の委嘱又は解嘱の件
- ⑨ 社会体育功労者等の表彰の件

(4) 学校訪問等

ア 学校訪問

教育現場の状況を教育委員が直接見聞する機会として、19年度は3回学校等を訪問し、同時に教育委員会定例会を開催している。

(ア) 5月には、16年11月の合併により、新たに鹿児島市立となった吉田小学校を訪問し、授業の参観、給食の試食、校長との意見交換をした。その後、同校の移転新築用地や吉田地域の体育施設を視察し、吉田公民館で定例会を開催した。

(イ) 10月には皆与志小学校及び併設する皆与志幼稚園を訪問し、校長との意見交換、授業の参観、給食の試食の後、隣接する校区公民館で定例会を開催した。

(ウ) 1月には、市立図書館を訪問し、館長から図書館の各種事業の取組状況について説明を受けた後、同館AVホールで定例会を開催した。また、隣接する科学館で19年4月にリニューアルしたプラネタリウムを鑑賞した。

イ 学校長との面接

教育委員が個々の学校現場における現状や課題等を認識・理解する機会として、平成19年度から学校長（幼・小・中・高の各2校）との面接を実施した。